

## 令和2年度こころの健康プロジェクト 募集要項

事業概要	本事業は、 <u>埼玉県内において行われる精神保健福祉分野に関する先駆的な活動の立ち上げ支援制度</u> です。諸団体が行う活動に係る経費の一部を当協会が共催負担金として負担するものです。	
期間	単年度事業（令和2年4月1日～令和3年3月31日）	
条件	<p>事業は、以下の4項目の全てに該当する必要があります。</p> <p><b>1 地域における活動であること</b>            (例) ・講演会、学習会 ・交流会、大会、発表会 ・冊子作成            ・当事者活動 ・地域（体制）づくり</p> <p><b>2 次の①～④に掲げるテーマのうち、どれか1つに沿った活動であること</b>            ①「メンタルヘルスの普及啓発事業」 ②「精神障害者当事者活動」            ③「精神障害者に関するスポーツおよび芸術の振興」 ④「地域づくり活動」</p> <p><b>3 当協会と共催とすること</b></p> <p><b>4 当該年度内に事業を終了すること</b></p>	
審査基準	応募事業のうち、以下の4点について優れている事業を対象とします。 ① 事業効果（結果）が明確に期待できるか ② 地域への広がりや、幅広い参加が望めるか ③ 公的機関や他からの財政的援助等を受けていないか（又は受けられない事業か） ④ 事業内容はユニークであるか	
注意点	<p>以下については共催負担金の対象としません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 飲食費（講師のお弁当代を除く）</li> <li>② スポーツ大会等の参加費（助成団体自ら主催する大会の運営費は助成対象）</li> <li>③ 備品の購入にかかるもの（②の主催する大会に使用するスポーツ用品は助成対象）</li> <li>④ 各種手数料</li> <li>⑤ その他、精神保健福祉の向上を目的とした事業として適切と認められない費用</li> </ul> <p>※事業終了後に、報告書を提出していただきます。提出いただいた報告書の内容を審査し、不適切な使用の場合には、返還を求める場合があります。</p>	
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>埼玉県内において精神保健福祉の向上を目的に活動している団体・個人。ただし非会員においては、活動状況及び前年度の事業実績を証明するものの提出が必要です。</u></li> <li>・協会の求めに応じて取材（原稿作成及び校正、写真の提供等）に協力できること</li> <li>・協会の求めに応じて翌年度の定時総会において報告できること。</li> <li>・印刷物、冊子等作成の場合は、協会に完成品を提出できること。</li> <li>・協会との共催である旨を明記すること。</li> <li>・<u>事業予算において、原則として総事業額の20%以上の自己資金が用意できること。</u>            （総事業額25万円以上の事業では、5万円以上の自己資金とする。）</li> </ul>	
令和2年度	共催負担額数	令和2年度予算額（総額60万円）を、5～10件程度の事業に配分する予定です。
	応募方法	「(様式1) 令和2年度 こころの健康プロジェクト応募用紙」及び「(様式2) 収支予算書（応募用）」を、公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会事務局へ、郵送にて提出する。 <u>（令和2年8月31日必着。郵送後、必ず事務局に確認の連絡を入れること）</u>
	審査方法及び選考結果通知	公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会の事業財務委員会及び理事会において、厳正な審査を行います。審査結果につきましては、共催負担の可否に関わらず令和2年10月上旬までに各応募者に通知します。なお共催費負担金の支払いは令和2年11月中旬を予定しております。但し非会員においては、事業実施後に実績報告等を確認したうえでの支払いとなります。
	その他	共催負担が決定した場合、その事業者には申請書・報告書・決算書及び協会が求める書類等を提出していただきます。 (交付申請期限：11月上旬、交付目安：11月中旬) <u>(報告書・決算書提出期限：事業完了から1か月以内又は令和3年4月2日まで)</u>
問い合わせ	公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会 事務局 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2 埼玉県立精神保健福祉センター内 TEL/FAX：048-723-5331	